



国保だより

No.50
夏号
令和5年8月発行

マイナンバーカードを 健康保険証として利用するための登録は お済みですか？



令和6年(2024年)秋以降は、
保険証とマイナンバーカードが一体化される予定です。

利用申込はスマートフォンから簡単に行えるほか、市役所の国保年金課・マイナンバーカード専用窓口・セブン銀行ATM等でもお手続きできます（※市役所で手続きが出来るのは本人に限ります）

マイナンバーカードの保険証利用 さまざまなメリット

自身の健康管理に 役立つ！

マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費通知情報が
閲覧できる！



健康保険証として ずっと使える！

就職・転職・引越をしても
健康保険証としてずっと使える！
医療保険者が変わる場合は、
加入の届出が引き続き必要です。



ご注意！
国民健康保険の「加入・脱退の手続き」
は必要です。

手続きなしで限度額を超える 一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額を超える支払が免除される！



マイナンバーカードが限度額適用認定証
の代わりになります！もちろん「新規申
込手続き」「毎年の更新手続き」も不要
になります！

利用登録の方法

- ① スマートフォン・PCで行う
(マイナポータルから簡単に)
- ② セブン銀行ATMで行う
- ③ 市役所・支所・公民館等
で行う
- ④ 医療機関・薬局で行う

「保険証利用のほかにも便利になります」

一例) マイナンバーカードによるコンビニ交付サービス

コンビニ交付で取得できる証明書について

証明書種類	手数料	取得できない証明書
住民票の写し	150円	除票、個人番号・住民票コード入りのもの
住民票記載事項証明書	150円	除票、個人番号・住民票コード入りのもの
印鑑登録証明書 (印鑑登録証不要)	150円	鴻巣市で印鑑登録していない方、本人以外 のもの
戸籍全部・個人事項証明書	450円	除籍、改製原戸籍
戸籍の附票の写し	150円	除籍、改製原戸籍の附票
所得・課税証明書	300円	最新年度分(本人)以外、未申告者
非課税証明書	150円	最新年度分(本人)以外、未申告者

詳細については市HPをご覧ください。



所得の申告をお願いします

国民健康保険の加入者は、収入・所得がなくても申告が必要です。

国民健康保険では、前年の所得により国民健康保険税（以下「保険税」）の所得割の算定を行うほか、保険税の軽減判定や、高額療養費の自己負担限度額の判定などにも所得を用います。

保険税の軽減や自己負担限度額などを正しく判定するため、世帯主、被保険者および特定同一世帯所属者※は、毎年所得の申告が必要です。一人でも未申告の方がいると軽減等の判定ができないため、**必ず申告をお願いします。**

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方で、継続して同一の世帯に属する方です。

【申告をしないと】

- ・国民健康保険税の軽減措置が適用されません
一定の基準以下の収入の場合でも、軽減判定ができないため、軽減が受けられません。
- ・高額療養費の自己負担限度額が判定できません
所得区分の判定ができないため、窓口で支払う自己負担額が高所得区分となります。
- ・高齢受給者証の負担割合が判定できません
一定の基準以下の収入の場合でも、窓口の負担割合が3割負担となります。

【申告が必要な方】

- ・鴻巣市の国民健康保険に加入している世帯の世帯主、被保険者および特定同一世帯所属者で、令和5年4月1日現在16歳以上の方（学生や、遺族年金・障害年金のみの方、配偶者等の扶養親族であった場合でも申告がないと軽減等の適用を受けることができません。）

【次に該当する方は申告の必要はありません】

- ・所得税の確定申告や、市県民税の申告をした方
- ・給与収入のみで、給与支払報告書が会社から市役所に提出されている方
- ・公的年金（遺族年金、障害年金を除く）のみで、公的年金支払報告書が市役所に提出されている方
- ・令和5年4月1日現在16歳未満で、家族の扶養親族となっている収入のない方

【申告場所】

- 令和5年1月1日に住民登録していた市区町村へ申告してください。
- 令和5年1月1日現在、鴻巣市に住民登録している人は、鴻巣市へ申告してください。
- 鴻巣市以外の市区町村に申告している場合は、国保年金課までご連絡をお願いします。
- 令和5年1月1日現在で日本国内に住所を有していない等の場合は、国保年金課にて簡易申告を受け付けます。

【鴻巣市へ申告する場合】

- ・令和4年中に収入がない場合の申告
鴻巣市役所 国保年金課、吹上・川里支所福祉グループで受け付けます。
「マイナンバーカードまたは通知カード※」「届出人の本人確認書類（運転免許証等）」を持参し、申告してください。
- ・令和4年中に収入がある場合の申告
事前に鴻巣市役所税務課（Tel048-541-1321(代表)）に連絡し、申告時に必要な書類を確認してください。

※通知カードについては、住所、氏名等に変更がない場合に限り、マイナンバーを証明する書類として使用できます。

重複受診は控えましょう



令和5年度 国民健康保険税率

令和5年度の税率と課税限度額は下記のとおりです。

	所得割	均等割	課税限度額 (税額の上限)
医療分	6.9%	27,000円	65万円
支援金分	2.3%	13,000円	22万円
介護分	2.2%	16,000円	17万円
合計	11.4%	56,000円	104万円

※「介護分」は40歳以上65歳未満の方が対象です。



職場の健康保険などに加入したときは、国民健康保険の脱退の手続きが必要です

【国民健康保険に加入していないのに通知が届いたら】

他の健康保険に加入した場合は、必ず国保の脱退手続きを行ってください。脱退の手続きがされるまでは、保険税が課税されます。

手続きについては、国保年金課、吹上・川里支所福祉グループの窓口までお越しいただくか、郵送でも可能です。

【お持ちいただくもの】

「国保の保険証」「職場の健康保険の保険証」「マイナンバー確認書類」「届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)」となります。

※郵送の場合はホームページをご確認ください。

【会社等にお勤めの方へ】

職場の健康保険・厚生年金に加入できないか確認しましょう。

※令和4年10月から健康保険の適用範囲が拡大されました



未就学児および多子世帯の均等割が軽減(減免)されます

～未就学児の軽減～

令和4年度から小学校入学前の子ども(未就学児)の均等割額が半額になりました。医療分、支援分合計の均等割額40,000円が半額の20,000円となります。前年の所得が一定基準以下により均等割軽減が適用されている世帯の場合は、軽減後の未就学児の均等割額の半額が減額されます。(国の政策による軽減:申請不要)

～多子世帯の減免～

保険税は、18歳未満の被保険者が3人以上いる世帯の第3子以降の均等割額を全額減免する多子減免についても、令和5年度も延長することとし、多子世帯の均等割額の負担を軽減しています。(鴻巣市独自の減免:申請が必要)



保険税の納付は原則口座振替となります

市では、年金天引きの世帯を除き、原則として口座振替による納付となります。現在、納付書で国民健康保険税を納めている方は、便利で納め忘れのない口座振替への切り替えをお願いします。



国民健康保険資格喪失後の診療について

鴻巣市の国民健康保険証を使用して医療機関を受診した場合、医療費は3割自己負担、残りの7割については鴻巣市が負担しています。(年齢等により負担割合は異なります)

すでに鴻巣市国民健康保険を脱退していたにもかかわらず、新しい保険証の交付が遅れたなどの理由で、国民健康保険証を使用してしまった場合には、鴻巣市が負担した医療費を返納していただきます。

※鴻巣市へ返納していただいた金額は、受診日当日に加入していた健康保険へ申請することによって返金されます。詳細は勤務先の健康保険の担当部署へご確認ください。



リフィル処方箋についてご存知ですか

リフィル処方箋とは、慢性疾患など症状が安定している患者について医師が認めた場合、最大3回医療機関にかからず薬局で処方薬を受け取ることができる制度です。患者にとっては、通院負担や、再診料など軽減できるメリットがあります。

※1回当たりの投薬期間、総投薬期間は、患者の症状等を踏まえ医師が個別に適切と判断した期間となります。

※対象の可否は医師にご確認ください。

大好評につき今年度も実施します！

令和5年度 特定健診受診 プレゼントキャンペーン



国民健康保険加入中の40歳から74歳のみなさま、特定健診は受診されましたか？
令和5年6月1日より実施中の**令和5年度特定健診**を**令和5年12月末までに**受診された方の中から、抽選で受診特典が当たる**プレゼントキャンペーン**を実施いたします。

対象

- ①初めて特定健診を受診された方・3年以上連続して受診された方の中から抽選
 - ②令和5年度末年齢が40歳で特定健診を受診された方全員
- ※国民健康保険税に未納がある世帯の方は、抽選対象となりません。

プレゼント内容

- ①鴻巣市商工会お買物券、このすしシネマ映画観賞券、クオカード等
 - ②ひなちゃんオリジナルタオル（①に当選された方を除く）
- ※プレゼント内容は変更となることがあります。



▲プレゼント
キャンペーン
について

応募方法

特定健診を12月末までに受診された方は、自動的に抽選対象となります。

抽選・発表

厳正な抽選のうえ、当選者の発表は当選通知又は賞品の発送をもって
かえさせていただきます。なお、賞品の指定、変更、換金はいたしかねます。

職場等で健康診断を受けた方へ

職場等で健康診断を受け、鴻巣市国民健康保険の特定健診を受診していない方は、健診結果をご提供ください。

職場等での健康診断の受診が、特定健診の受診率に反映されます。

ご提供いただいた方には、**ひなちゃんオリジナルタオル**をプレゼントいたします。



お持ちいただく物

令和5年度特定健診受診券、令和5年度中に職場等で受診した健診結果

受付場所

国保年金課（鴻巣市役所・新館1階2番窓口）、または両支所福祉グループ

令和5年度特定健診

令和6年2月29日（木）まで実施している**無料**（期間中1回限り）の健診です。

健診内容・実施医療機関（市内38か所）等、詳細は特定健診受診券同封の「特定健診実施のご案内」4ページや広報かがやき5月号12ページ、市ホームページをご確認ください。

受診方法

- ・市内特定健診実施医療機関に**国民健康保険証^(※)**と**特定健診受診券**を持って受診してください。
※保険証利用可能なマイナンバーカードにて対応可能な医療機関もあります。
- ・健診結果は後日、医師から対面で説明されますので、必ず結果を聞きに行ってください。
- ・**健康づくり課（鴻巣保健センター ☎048-543-1561）**が実施するがん検診・肝炎検診等と同時に受診できます。



▲特定健診に
ついて

問い合わせ先 国保年金課・保健事業担当 ☎048-541-1321（内線2654）

かかりつけ医を持ちましょう